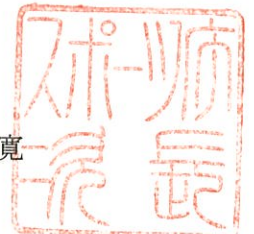


令和元年ス庁第503号

令和2年1月17日

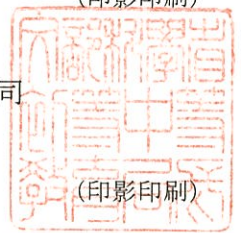
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人学長
小中学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
瀧本 寛



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司



(印影印刷)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレー及び
関連行事への児童生徒の参加について（通知）

東京2020オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の開催に先立ち、東京2020オリンピック聖火リレーが令和2年3月26日より、東京2020パラリンピック聖火リレーが令和2年8月13日よりスタートする予定です。これに伴い、数多くの児童生徒が、聖火ランナー等として聖火リレーに参加することや、聖火リレーに関連する行事に参加することが見込まれます。

文部科学省としては、全国各地を巡る聖火リレー及び関連行事への参加は、大会の機運醸成に資するのみならず、児童生徒が、オリンピック・パラリンピック競技大会の果たす役割やスポーツの意義について考え理解することのできる、大変貴重な機会であると考えております。

このため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレー及び関連行事への児童生徒の参加について、以下の通り取りまとめました。

このことについて、各都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）に対して、各指定

都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人学長におかれては管下の学校に対して周知するとともに、十分に御了知の上、適切に取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

第1 東京2020オリンピック聖火リレーについて

東京2020オリンピック聖火リレー及び関連行事への児童生徒の参加については、次に掲げるとおり。

1 聖火リレーへの参加について

聖火リレーには、以下に掲げる形で参加することが考えられること。

- ① 聖火ランナー（聖火ランナーユニフォームを着用し、一人で走行する者）
- ② グループランナー（聖火ランナーユニフォームを着用し、複数人で走行する者）
- ③ サポートランナー（聖火ランナーユニフォームを着用せず、①の者の後方を並走する者）
- ④ 介添者（一人では走行が困難な聖火ランナーについて、当該聖火ランナーの走行を補助し伴走する者（走行ルートまでの移動や走行のための準備等を補助する者を含む。）。③を除く。）

2 聖火リレーに関連する行事への参加について

聖火リレーに関連する行事としては、以下に掲げる行事が考えられること。

<聖火到着からグランドスタートまでの行事>

- ① 聖火到着式（ギリシャから宮城県に聖火が到着した際の行事）
- ② 復興の火展示（宮城県、岩手県、福島県において実施される行事）
- ③ 聖火リレーグランドスタート（福島県Jビレッジにおける行事）

<聖火リレーグランドスタート以後の行事>

- ④ 出発式（第一区間の最初の聖火ランナー出発時に、聖火を聖火ランナーのトーチに点火するセレモニー）
- ⑤ ミニセレブレーション（区間内で行われるセレモニー）
- ⑥ セレブレーション（最終区間・最終スロットの聖火ランナー到着時に、聖火をランタン格納するセレモニー）
- ⑦ その他行事（地方公共団体が独自に実施する行事（④～⑥を除く。））

3 学校の授業への出欠の取扱いについて

1及び2に掲げるような、児童生徒の聖火リレー、又は、聖火リレーに関連する行事への参加（練習等を含む。）が、児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育へ

の影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、これを学校教育活動の一環とすることができ、指導要録上、授業への出欠については「出席」扱いとすることができること。

なお、この取扱いは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日）別紙1から別紙3まで並びに「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）別紙1における「指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」とする取扱いに該当するものであること。

4 聖火リレーの様子配信について

東京2020オリンピック聖火リレーの様子は、NHKによるインターネットを通じたライブ映像の配信が予定（東京2020パラリンピック聖火リレーについては検討中。）されており、様々な事情により聖火リレー及び関連行事への直接の参加が難しい場合であっても、一人一人の聖火ランナーの様子を視聴することのできる環境の整備が進められていること。

第2 東京2020パラリンピック聖火リレーについて

東京2020パラリンピック聖火リレー及び関連行事への児童生徒の参加については、次に掲げるとおり。

1 聖火リレーへの参加について

聖火リレーには、以下に掲げる形で参加することが考えられること。

- ① 聖火ランナー（聖火ランナーユニフォームを着用し、三人で走行する者）
- ② グループランナー（聖火ランナーユニフォームを着用し、概ね四人から九人で走行する者）
- ③ 介添者（一人では走行が困難な聖火ランナーについて、当該聖火ランナーの走行を補助し伴走する者（走行ルートまでの移動や走行のための準備等を補助する者を含む。））

2 聖火リレーに関連する行事への参加について

聖火リレーに関連する行事としては、以下に掲げる行事が考えられること。

- ① 採火式（聖火リレーで用いられる炎を各地で採火する行事）
- ② 聖火ビジット（各地で採火した炎が、学校や病院等へ訪問する行事）
- ③ 出立式（各地で採火した炎を一つにまとめるため、東京都に向けて送り出す行事）
- ④ 集火式（東京都において、各地で採火した炎とストック・マンデビルの炎を一つにまとめる行事）
- ⑤ その他行事（地方公共団体が独自に実施する行事（①～④を除く。））

- 3 学校の授業への出欠の取扱いについて
第1の3と同様とすること。

<参考URL>

オリンピック・パラリンピック組織委員会 東京2020聖火リレー
<https://tokyo2020.org/jp/games/torch/>
NHK 東京2020オリンピック情報サイト（聖火リレー配信関係）
<https://sports.nhk.or.jp/olympic/>

<添付資料>

資料1

- ①小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成22年5月11日）
- ②小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成31年3月29日）

資料2 東京2020聖火リレーに係る授業用参考資料等

【本件連絡先】

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課
電話：03-5253-4111（内線3953）
FAX：03-6734-3955